

## ●人口縮小社会における問題解決のための検討委員会設置要綱

令和 2 年 1 0 月 3 日  
日本学術会議第 3 0 1 回幹事会決定

### (設置)

**第 1** 日本学術会議会則第 1 6 条第 1 項に基づく課題別委員会として、人口縮小社会における問題解決のための検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (職務)

**第 2** 委員会は、人口縮小が世界のなかでも進んでいるわが国の状況を把握し、従来からなされてきた個別領域ごとの「少子化」「高齢社会」問題に関する多様な議論を踏まえ、今後必要とされるこれら個別領域の検討を相互に関連づけ、問題の全体像を総合的に俯瞰し、審議する。その上で、未来社会のビジョンを描き、そこに至るロードマップを策定する。

### (組織)

**第 3** 委員会は、3 0 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

### (設置期限)

**第 4** 委員会は、令和 5 年 9 月 3 0 日まで置かれるものとする。

### (庶務)

**第 5** 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

### (雑則)

**第 6** この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この決定は、決定の日から施行する。

### 附 則（令和 3 年 3 月 2 5 日日本学術会議第 3 0 9 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。